

基本目標 1

高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保

基本目標 1 高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保

基本施策 1 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅における取組み

サービス付き高齢者向け住宅について、その広報・周知を推進し、国の補助制度を活用した民間事業者等による供給促進を図ります。

また、高齢者等のニーズを踏まえ、交通機関へのアクセスや、医療・介護、地域との連携等への誘導に努めるとともに、適正に管理運営されるよう指導・監督を行います。

サービス付き高齢者向け住宅登録制度

バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について、都道府県等が登録を実施する制度です。(2011年度創設)

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けることで、料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示され、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能です。

また、事業者においても、当該住宅の行政による周知が図られるほか、建設費の補助や税制上の優遇措置等を受けることができるようになります。

【登録基準】

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・安否確認サービスと生活相談サービスが提供されること

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進策として、サービス付き高齢者向け住宅の登録を前提に、国が事業者に直接補助を行う「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」が2011年度から開始されています。

【補助対象】

サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活支援施設

【2018年度の補助内容の概要（抜粋）】

住宅の補助率

- ・新築：1/10 限度額 90万円/戸（床面積25㎡未満）
120万円/戸（床面積25㎡以上）
135万円/戸（床面積30㎡以上かつ一定の設備完備）
- ・改修：1/3 限度額 180万円/戸

【住宅確保要配慮者】 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人。

【改修費補助】 本計画においては、セーフティネット住宅を確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修する場合の改修費の一部を助成するものを指す。なお、補助を受けた住宅は、住宅確保要配慮者専用の住宅となる。

(2) セーフティネット住宅 (住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅) における取組み

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者*の増加・多様化に対応するため、民間住宅の空き家の活用促進を図るとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を活用し、高齢者が入居しやすい賃貸住宅の登録・供給を促進します。

さらに、住宅確保要配慮者がセーフティネット住宅を円滑に活用できるように、改修費補助**や家賃低廉化補助**などの経済的支援について、検討を進めます。

セーフティネット住宅登録制度

高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、2017年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度が創設されました。

本制度は、面積や構造、設備等について一定の基準を満たす住宅を、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として、福岡市に登録することができます。

【登録基準】

○規模

タイプ	福岡市の規模基準	
		※2005年度以前に着工した物件で高齢者又は障がい者の入居者を拒まない住宅として登録する物件
一般住宅	25㎡以上	18㎡以上
台所等一部共用	18㎡以上	13㎡以上
共同住宅型	1人専用居室： 9㎡以上 住宅全体面積： (15N+10)㎡以上	1人専用居室： 7㎡以上 住宅全体面積： (13N+10)㎡以上

○構造・設備

- ・耐震性を有する建物であること
- ・消防法若しくは建築基準法などに違反しないものであること
- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失わないこと
- 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

(3) 市営住宅における取組み

市営住宅については、既存ストックを有効活用することを基本として、計画的・効率的な機能更新や維持保全を推進します。更新にあたっては、建替や住戸改善の際に全住戸を対象に誰もが生活しやすい住戸にするため、ユニバーサルデザイン**を導入していきます。

高齢者向け市営住宅の供給

高齢化の進行を踏まえ、市営住宅の建替えや住戸改善により、住戸内の段差解消や手すり設置等の高齢者向け仕様の住戸の整備を進めます。

【家賃低廉化補助】入居者の家賃負担を軽減するため、入居者の収入等を踏まえて定める入居者負担額と家賃の差額を、建物所有者へ補助するもの。

【ユニバーサルデザイン】年齢、性別、能力、背景等にかかわらず、できるだけ多くの人が自由に快適に利用でき、行動できるように、ものづくり、情報、サービスや街づくりなどあらゆる場面で、あらかじめ、思いやりのある配慮を行うという考え方。

基本目標 1

高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保

基本施策 2 高齢者が居住する既存住宅のバリアフリー化の促進

(1) 身体機能の低下に適切に対応した居住環境の整備に向けた支援

身体機能の低下した高齢者が、住み慣れた住まいで自立して生活できるよう、住宅を改造するための、改造方法や助成制度などに関する相談に応じるとともに、住宅を改造する際の費用の助成を行います。

また、各区保健福祉センターや相談者の自宅、病院などでの訪問相談を実施するなど、住宅改造知識の普及や制度利用の広報に努めます。

民間住宅についても、ユニバーサルデザインの理念に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーの導入に向けて、市民や関連事業者への普及・啓発を推進します。

住宅改修・介護予防住宅改修（介護保険）

自宅での生活を支援するため、手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り替えなど住宅改修をした場合に改修費を支給します。

住宅改造相談センター

身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行います。

専門の相談員（建築士、居宅介護支援[※]専門員の資格を持った介護福祉士等）が相談に応じます。

住宅改造助成

身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し、住宅を居住に適するように改造する場合、改造費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図ります。

高齢者・障がいのある人に配慮した住宅の普及・啓発

バリアフリーなどの住まいづくりのポイントをまとめた「住まいづくりの手引き」などを通して、高齢者・障がいのある人に配慮した住宅の普及・啓発を進めます。

【居宅介護支援】居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことをいう。

(2) 市営住宅における居住環境の改善

市営住宅においては、高齢化の状況を踏まえ、バリアフリー化の考え方を一歩進め、「市営住宅の基本仕様＝ユニバーサルデザイン」として整備を進めていきます。

また、エレベーターが付いていない住棟の上層階に居住する高齢者に対しては、エレベーターが付いている住棟や、エレベーターが付いていない住棟の低層階に住替えを促進することにより、市営住宅における高齢者の居住環境を改善していきます。

ユニバーサルデザインの導入推進

市営住宅の建替え・改善では、従来から行っている室内外の段差解消やエレベーター設置などのバリアフリー化に加え、玄関等への手すりの設置、水洗のレバー化など誰もが暮らしやすいように、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

高齢者の住替え促進

市営住宅に居住する高齢者世帯の階段昇降困難などによる住替えについて、住替え制度の要件や斡旋方法の見直しを行うとともに、エレベーターが付いていない住宅の1階に居住する世帯に協力を求めて住替え先を確保するなど、早期の住替えを促進しています。

基本施策3 高齢者向け施設等の整備

(1) 介護保険事業計画に基づく整備

在宅での生活が困難な高齢者に対して、適切な施設・居住系サービス施設の整備を推進します。

特別養護老人ホームは、要介護認定者の増加に配慮し、適正配置に努めます。

また、増加する認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、少人数で共同生活をする居住系サービスである認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を推進します。

これら施設の整備にあたっては、地域的偏在やサービスの質の向上等に留意しながら、整備を進めます。

介護保険事業計画に基づく居住施設 (P 17 参照)

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 介護老人保健施設
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

基本目標2

高齢者の住まいへの入居支援の充実

基本目標2 高齢者の住まいへの入居支援の充実

基本施策1 民間賃貸住宅における高齢者の入居支援

(1) 住宅の情報提供や入居支援

多様化する心身の状況や住まいへの要望に対して、高齢者のニーズに沿った情報を提供し、安心して居住することができる住まいを選択できるよう高齢者の住まいに関する情報提供や広報周知に取り組みます。

また、民間賃貸住宅市場においては、高齢者等が入居を拒まれるケースが見られること等から、住替えが必要な高齢者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居するための支援策の充実を図ります。

民間賃貸住宅事業者のホームページを活用した高齢者向け住宅情報の提供

高齢者向け住宅の情報を容易に入手できるように、福岡県宅地建物取引業協会のHP「ふれんず」において、高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅である「高齢者入居支援賃貸住宅」の物件の検索をできるように設定しています。

高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

高齢者の住まいの多様化や、高齢期になってからの民間賃貸住宅への住替えは緊急連絡先がない場合などに困難となることがあることから、市民に自らを取り巻く状況を踏まえて、将来の住まいについて早い時期から考えてもらう機会を設けることを目的に、セミナーを実施しています。

「住まいサポートふくおか」

緊急連絡先や保証人が確保できない高齢者に対して、「支援団体」が実施する見守りや死後事務等の入居支援・生活支援サービスをコーディネートし、高齢者の入居に協力する「協力店」へ紹介を行い、高齢者の民間賃貸住宅への住替えを支援します。

高齢者世帯住替え助成事業

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、居住環境に問題を抱える民間賃貸住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成する事業です。

(2) 居住支援協議会による入居支援策の推進

民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図るため、賃貸住宅事業者、福祉団体、福岡市で構成する「福岡市居住支援協議会」を2009年3月に設立しており、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居支援に対する効果的な取り組みを推進します。

福岡市居住支援協議会

- 【目的】 住宅困窮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅困窮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。
- 【根拠法令】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律
(住宅セーフティネット※法)
- 【設立日】 2009年3月30日
- 【構成委員】 民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部
公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構
福岡市住宅供給公社
入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会
福岡市：保健福祉局、住宅都市局

【住宅セーフティネット】自力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に応じた住宅を確保できるような様々な仕組み。

基本目標 2

高齢者の住まいへの入居支援の充実

基本施策 2 公的賃貸住宅における高齢者の入居支援

(1) 市営住宅における入居制度

市営住宅においては、高齢者世帯等のより住宅困窮度が高い世帯に対して、定期募集（抽選方式）における優遇制度や「ポイント方式」等を実施しており、今後も住宅に困窮している高齢者世帯等の市営住宅への入居を支援します。

定期募集（抽選方式）における高齢者世帯の優遇

市営住宅入居者の定期募集（年4回の抽選方式による募集）の際に、高齢者世帯等の、より住宅困窮度が高い世帯に対し、「倍率優遇方式（入居申込みの際に抽選番号を多く割り振る）」や「戸数枠設定方式（対象世帯を高齢者・身体障がい者世帯等に限り公募する）」等の優遇制度を実施しています。

随時募集制度における高齢者世帯の優遇

特に所得が少なく住宅に困窮する高齢者世帯等の入居申込みを随時受け付けし、抽選によらず登録順に入居を決定する制度を実施しています。

ポイント方式における高齢者世帯の優遇

特に所得が少なく住宅に困窮する世帯に、住宅の状況（老朽化した、著しく狭い、浴室がない等）についてポイント化し、抽選によらず合計ポイントの高い世帯から優先的に入居を決定する「ポイント方式」（年2回実施）において、高齢者世帯等の世帯属性に応じて優遇する制度を実施しています。

(2) 公的賃貸住宅団地内への高齢者福祉施設の誘致等の促進

市営住宅等、公的賃貸住宅団地の土地の有効利用などにより創出した新規機能導入用地等について、高齢者福祉施設等をはじめとした地域課題対応のための施設の誘致等を促進することにより、高齢者が安心して住みやすい居住環境づくりに取り組みます。

市営住宅の建替えにおける高齢者福祉施設等の誘致

地域において福祉施設や医療施設等の整備を進めるため、市営住宅の建て替えを契機に、建て替えにあわせて確保した将来活用地を活用しながら、地域課題解決のための施設の誘致を検討し、地域拠点づくりの実現を図ります。

都市再生機構におけるUR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化

少子高齢化への対応、地域包括ケアシステム*の構築に資するため、UR賃貸住宅団地を“地域の資源”として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進しています。

【地域包括ケアシステム】高齢になっても住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に提供される体制のこと。

基本目標3

在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

基本目標3 在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

基本施策1 安心して暮らせるための生活基盤づくり

(1) 在宅生活支援施策の充実

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の理念である「自立」を基本に、きめ細かな在宅生活支援サービスを提供します。

また、民間サービスの参入やICT（情報通信技術）*の進歩等を踏まえつつ、より効果的・効率的な在宅生活支援施策について、既存事業の見直しも含めて検討します。

声の訪問

在宅の一人暮らし等の高齢者に対し、原則1日1回電話で安否を確認し、孤独感の解消を図るとともに、各種相談の助言を行います。

緊急通報システム

在宅の一人暮らし等の高齢者が、急病など緊急時に無線発信機等を用いてセンターに通報し、消防局や近隣の協力員などが対応することで、生活の安全を確保します。

あんしんショートステイ

介護者の疾病や介護疲れ等の理由で介護保険を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成します。

おむつサービス

寝たきりなどによりおむつが必要な人に、おむつを定期的に配送し、その費用の一部を助成します。

【ICT（情報通信技術）】Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。

(2) 支え合う地域づくり

地域で活動する各種団体への支援や、様々な場面での連携を通じて、地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。

また、企業や NPO※、介護事業者、大学などの多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進するとともに、社会福祉法人の地域貢献活動を促進します。

ふれあいネットワーク

地域住民（ボランティア）や地域団体、関係機関が連携し、高齢者等を対象に見守りや定期訪問などの支え合う活動を行います。

ふれあいサロン

地域住民（ボランティア）が家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、定期的に、公民館や集会所などで、介護予防や孤独感解消を図るため、健康づくりやレクリエーション等の活動を行います。

見守り推進プロジェクト

孤立死の防止などを目的として、自宅を訪問する企業等（電気、ガス、水道、新聞販売店、宅配事業者等）と「福岡見守るっ隊」を結成するほか、24 時間通報を受け付け、安否確認を行うダイヤルを設置するなど、高齢者等の見守りを重層的に行います。

社会福祉法人による地域における公益的な取組みに向けた共働

市社協連絡協議会施設部会、各種別協議会、既存の施設・事業所連絡会等の場を活用し、社会福祉法人による地域における公益的な取組みについて検討・実施します。

【NPO】政府・自治体や企業と独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格をもたない団体。

基本目標3

在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

(3) 移動支援と買い物支援

公共交通施策として、使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりを進めるとともに、地域特性を踏まえ、行政、地域、及び交通事業者の協力と連携のもと、日常生活を支える生活交通の確保を図ります。

また、既存の公共交通ネットワークとの整合性を踏まえながら、買い物や通院が困難な高齢者に対して、地域や企業等の取組みやそれらの連携を応援するなど新たな移動支援策の実施を検討します。

移送サービス

寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成します。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な要介護者や障がい者等の会員に対し、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。福祉有償運送運営協議会を適切に運営していくことを通して、事業者に対し、相談、助言、指導を行うほか、ボランティア運転手の養成などを支援します。

公共交通バリアフリー化促進事業

鉄道駅等のバリアフリー化設備の整備や、市内バス路線へのノンステップバスの導入促進を目的として、整備費用の一部を補助します。

生活交通支援事業

バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域について代替交通機関の確保を行います。また公共交通が不便な地域における、地域が主体となった生活交通確保に向けた取組みへの支援を行います。

買い物困難者支援モデルの開発

企業が保有するバスを活用し行う「買い物支援バス」の運行、移動販売を行う障がい者施設とのマッチングによる買い物支援等、校区社協、自治会・町内会等との協働により展開する買い物困難者支援モデルの事業開発を行います。



基本目標3

在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

基本施策2 認知症施策の推進

(1) 認知症に関する啓発の推進

社会全体や身近な地域で認知症の人を支える基盤として、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知ることができるよう、認知症とその予防について、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。

認知症普及啓発事業

認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーター*を養成する講座を実施しています。また、認知症に関する啓発のための講演会などを実施しています。

【認知症サポーター】 認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者であり、全国で養成されている。

(2) 介護する人への支援の充実

家族など介護者への支援の充実を行い、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善につなげます。

認知症カフェ設置促進事業

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を促進することで、認知症の人への効果的な支援や家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症の人の家族介護者支援事業

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出するときや介護疲れで休息が必要な時に、認知症の人の介護経験などがあるボランティア（やすらぎ支援員）が認知症の人の居宅を訪問し、介護家族の身体的及び精神的負担軽減を図ります。また、認知症の人を抱える家族からの悩み事相談に介護経験者が対応します。

家族介護者支援事業

介護負担軽減と心身のリフレッシュを図るため、家族介護者に対し、相互交流・意見交換の機会の提供や介護技術の習得・公的サービスの紹介を行います。

認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、①認知症の人の「登録制度」、②行方不明になった認知症の人に対し「捜してメール」、③「検索システム」による見守りネットワーク事業を実施します。

認知症介護実践者等養成事業

高齢者介護実務者を対象として、認知症高齢者の介護に関する実践的研修などを開催します。

認知症施策推進事業

認知症の人に対するコミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード[®]」を、病院・介護施設の専門職や家族介護者をはじめとする市民に広めることなどにより、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標3

在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

基本施策3 在宅生活を支える介護保険サービス等の提供

(1) 介護予防と生活支援サービスの充実強化

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持促進を図るとともに、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うことにより、生活支援サービスの提供体制づくりに努めます。

よかトレ実践ステーションの創出

主体的に介護予防に取り組む高齢者のグループを「よかトレ実践ステーション」として認定し、よかトレDVD等の提供や団体間の交流会、介護予防の取組みをサポートする人材の養成等により活動の継続を支援します。

認知症予防教室

認知症予防に効果的な生活習慣、食事等についての講話や有酸素運動を実施するとともに、教室終了後の「よかトレ実践ステーション」の創出を目指します。

生活支援ボランティアグループ

日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの支援（立ち上げ・運営）を行います。また、元気高齢者の活躍の場としても取組みの支援を行います。

(2) 地域密着型サービスの整備

在宅での24時間365日の切れ目ないサービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、地域的偏在やサービスの質の向上等に留意しながら整備していきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時対応などを行います。

小規模多機能型居宅介護

「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを利用者の状態に応じて組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」に加え、必要に応じて「訪問看護※」を一体的に行います。

【訪問看護】 看護師等が居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの。

基本目標3

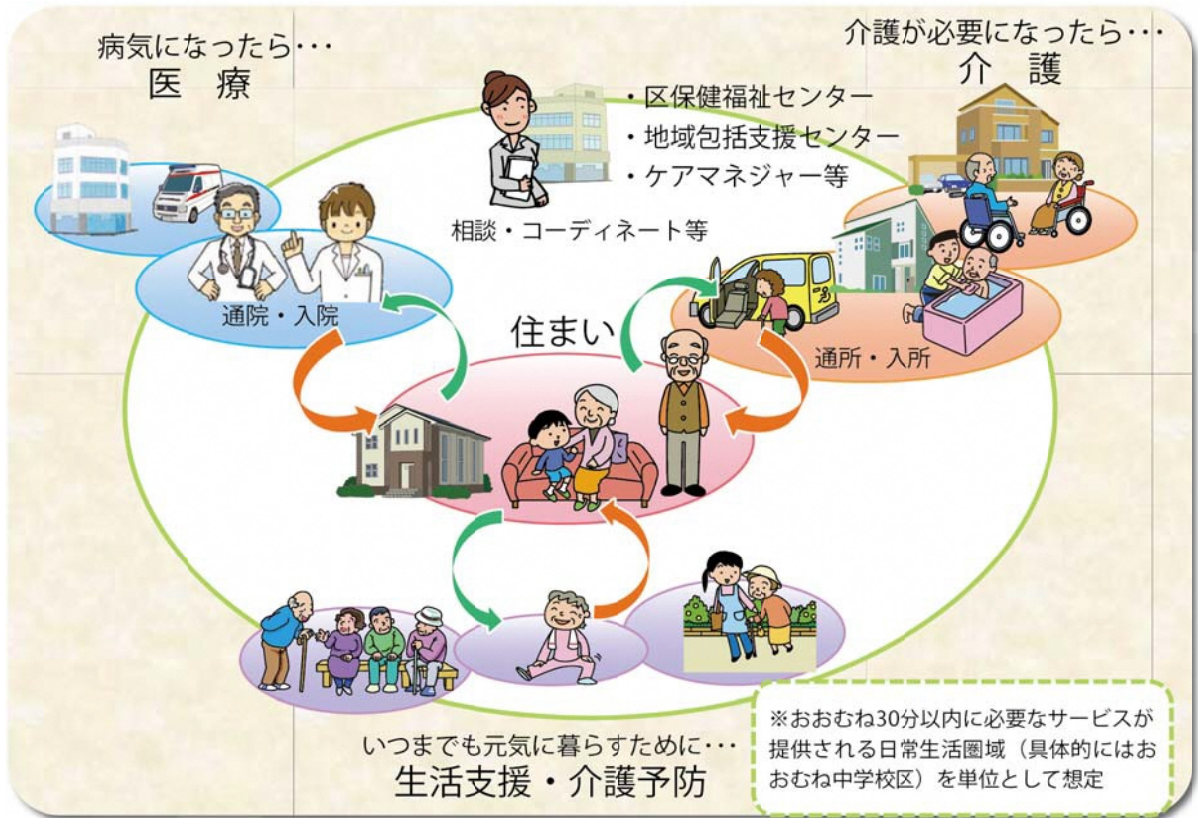
在宅で安心して暮らせる包括的な支援体制の構築

基本施策4 高齢者総合支援体制づくり

(1) 地域包括ケアの推進

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まい等が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築を進めます。

■地域包括ケアの姿



資料：福岡市保健福祉総合計画（平成28年6月）

(2) 地域包括支援センターと各種相談機能の充実

地域包括ケアの実現に向け、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）の機能が十分に発揮されるよう、保健福祉局、区保健福祉センター、いきいきセンターふくおかの連携強化を図るとともに、いきいきセンターふくおかの質を高めるため、職員に対する研修を充実します。

また、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、権利の侵害に対しては保護・支援を行うなど、権利擁護*体制を充実する取組みを進めます。

いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

介護実習普及センター

介護知識・介護技術の普及とともに、福祉用具の普及を図るため、福祉用具の展示・相談体制を整備しています。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度である成年後見制度の普及のために広報活動を行うとともに、身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう、市長が後見開始等の申立を行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。

市民後見人養成事業

認知症高齢者等の増加に伴う成年後見人の新たな担い手として、親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）ではない市民が後見人として活動するために必要な養成研修を実施します。

日常生活自立支援事業

判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会において、利用者との契約に基づく日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助、日常生活支援等を実施します。

【権利擁護】自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例：寝たきり的高齢者、認知症高齢者、障がいのある人等）の立場に立って、代弁し主張すること。権利行使ができるよう支援すること。